

重要事項説明書
(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

1 事業所の概要

事業所名	横浜市仏向地域ケアプラザ
所在地	横浜市保土ケ谷区仏向町 1262-3
事業所指定番号	第 1400600050 号
管理者・連絡先	管理者：譲原 秀江 TEL：045-336-1565 FAX：045-342-1571
サービス提供地域	仏向町、仏向西、坂本町
併設事業内容	居宅介護支援事業、通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、地域ケアプラザ事業（地域活動交流事業、生活支援体制整備事業）

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名
保健師	1名
主任ケアマネジャー	0名
社会福祉士	2名

3 サービス提供時間

区分	平日	土曜日	休祭日及び毎月最終火曜日
提供時間	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～17:00

(注) 年末年始(12/29～1/3)は「休業」となります。

4 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

5 事業所の運営方針等

法人の理念である「豊かな心でさわやかな生活を」の実現を目指し、市民の誰もが地域において安全で安心、健康でさわやかな生活を営むことができるように、地域の皆様と協働したサービス提供に努めます。

① オンラインツール等を活用した会議の開催

当事業所は、ご利用者又はご家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して実施することができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療除法システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発症及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

- ① 感染対策委員会の設置・開催 2回／年
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための研修 1回／年
- ③ 感染症発生時の対応訓練 1回／年
- ④ 感染症対策担当者： 譲原 秀江

③ 虐待防止のための措置

当該事業所は、虐待の未然防止、早期発見ができるよう必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）を行い、虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報し、当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。又、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

- ① 虐待防止対策検討委員会の設置・開催 2回／年
- ② 虐待防止研修 1回／年
- ③ 虐待防止担当者： 谷口 真由美

④ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

- ① ハラスメント対策委員会の設置・開催 2回／年
- ② ハラスメント対策研修 1回／年
- ③ ハラスメント対策担当者： 三富 真紀

⑤ 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。

- ① BCP対策委員会の設置・開催 2回／年
- ② BCP対策研修 1回／年

③ B C P 訓練 1 回／年

④ B C P 対策担当者： 譲原 秀江

6 緊急時の対応

- 1 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者の怪我や体調の急変があった場合には、事前の打ち合せに基づき、医師や家族、救急機関等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失に寄らないときは、この限りではありません。

医 療 機 関 等	医療機関： 連絡先：	主治医：
緊 急 連 絡 先	氏 名： 連絡先：	続柄：

7 その他

疾病等により医療機関に入院した場合、院内の相談員に対し、担当の地域ケアプラザおよび居宅介護支援事業所と介護支援専門員の情報をご連絡ください。

8 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号：０４５－３３６－１５６５ F A X：０４５－３４２－１５７１ 相談員（責任者）： 所長 長谷川 政樹 対応時間：９：００～１８：００ （日・祝祭日及び毎月最終火曜日は１７：００まで） ※ 年末年始（12/29～1/3）は、休業です。
-------------	---

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所 在 地：保土ヶ谷区川辺町 2-9 電話番号：０４５－３３４－６３９４ F A X：０４５－３３１－６５５０ 対応時間：９：００～１７：００ （土・日・祝祭日、年末年始を除く）
健康福祉局 介護事業指導課	所 在 地：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 電話番号：０４５－６７１－３４６１ F A X：０４５－５５０－３６１５ 対応時間：９：００～１７：００ （土・日・祝祭日、年末年始を除く）
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地：横浜市西区楠町 27 番地 電話番号：０４５－３２９－３４４７ 対応時間：９：００～１７：００ （土・日・祝祭日、年末年始を除く）

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

9 当社の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 清光会
代 表 者 名	理事長 大矢 直子
本 社 所 在 地 ・ 電 話	横浜市保土ヶ谷区上菅田町1723-1 045-381-3567
業 務 の 概 要	特別養護老人ホーム
事 業 所 数	特別養護老人ホーム（2事業所） 地域ケアプラザ（4事業所） 通所介護（6事業所） 訪問介護（1事業所）

10 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事 業 所 名	
所 在 地	
事 業 者 指 定 番 号	神奈川県 第 号
管 理 者 ・ 連 絡 先	管理者： TEL： FAX：
サ ー ビ ス 提 供 地 域	